

資料（ 経営会議 調整会議 ）

開催日：平成21年11月24日（火）

担当課：環境農政部農政課

件 名：「大和市民農園事業実施要綱」の制定について	
提出理由：大和市民農園事業の展開を図り、市内に残る貴重な緑の一つである農地を保全するため	
<p>内容</p> <p>1．背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8次総合計画の個別目標「まちの緑を豊かにする」では、市内に残るまとまりのある緑地や貴重な農地を保全し、活用していくことを目指している。 ・また、今回改定する「緑の基本計画」においても、「農地の保全・活用方針」の中で、市民農園、観光花農園の継続して事業展開を図るとともに多様な農地活用方策の拡充を図ることとした。 ・このような背景のもと、市民農園事業を緑地保全事業と合わせて一体的に進める必要がある。 <p>2．市民農園に係る現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園 19箇所 ・区画数 946区画 ・地権者数 27名 ・面積 28,039㎡ ・地域のバランスを考慮し、平成21年度は、3農園を設置した。 ・市民農園土地所有者への措置として、固定資産税、都市計画税を減免している。 <p>平成21年度減免額 783万円</p>	<p>3．要綱の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、農家経済の安定を目的とする「大和市民農園設置事業実施要綱」にて事業展開している。 ・今回、目的に市内に残る貴重な緑の一つとして農地をとらえ保全することを新たに加える。 ・また、無償で市民農園を借り受けていた土地所有者には、固定資産税、都市計画税を減免として事業を実施していたが、固定資産税、都市計画税に見合う土地の賃借料を支払う方式に改める。 ・平成22年4月より、市民農園土地所有者へ制度変更の説明を行い事業を実施する。 (平成21年7月、市民農園土地所有者に内諾を頂いている) <p>4．今後の市民農園の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで20年をかけ、市内の各地域に市民農園を配置してきた。今後は、緑地保全の観点と市民ニーズを踏まえ、市民農園の適正な配置に努めていく。
<p>経 過</p> <p>平成22年3月 市民農園事業開始</p> <p>平成19年10月 「緑の基本計画」との調整</p> <p>平成21年4月 第8次総合計画スタート</p>	<p>今後の予定</p> <p>平成22年3月 「大和市民農園事業実施要綱」制定</p> <p>平成22年4月 土地所有者と新たな賃貸借契約を締結</p>